

企業会計基準委員会 御中

貴会より平成 13 年 12 月 21 付けで公表されました公開草案についてコメントいたします。 公認会計士 小堀一英

以下の事項を除き、賛成である。

記

(1)「用語の定義」及び「資本の部の区分」(論点1、及び論点2 関係)

第11項及び第12項の規定は削除すべきである。

また、第16項のその他資本剰余金に例示されている科目名について、「資本金及び資本 準備金減少差益」「自己株式処分差益」は、それぞれ「資本金及び資本準備金減少差額」「自 己株式処分差額」とすべきである。

(当基準、適用指針の他の該当個所についても同様である。)

【理由】

わが国においては従来からの慣行として、資本剰余金の項目として、「合併差益」、「減資差益」といった名称が使用されてきた。

しかしながら、これらは株主からの払込資本の一部であり、損益取引により発生したものでないことは明らかである。

従って、今回の商法改正を奇禍として、利益を連想させる「差益」という表記を改め、評価差額金と同様、「差額」との表記にすべきである。

(2)「自己株式の処分」(論点4 関係)

第22項において、「自己株式処分差額が負の値となった場合、その他資本剰余金から減額し、減額しきれない場合は、その他利益剰余金のうち当期未処分利益から控除する」ことされているが、「・・・、減額しきれない場合は、その他資本剰余金を負の値でもって表示する。」とすべきである。

【理由】

第43項にもあるとおり、資本と利益の区別(資本取引と損益取引の区別、資本剰余金と 利益剰余金の区別)は、会計的にも、また制度的にも重要である。

過去の払込資本であるその他資本剰余金がマイナスとなった場合、当期未処分利益から控除することは、資本と利益の混同であることは明らかである。

第60項において「・・・、払込資本を表す資本性の剰余金のマイナス表示は適切でないと考えられ、・・・」とあるが、払込資本がマイナスとなっていることを明示しないことのデメリットの方が大きい。

なお、配当制限に関する規定等必要な項目がある場合には、別途定めることにより対処すべきである。

(3)「資本剰余金の区分におけるその他資本剰余金の処分」(論点7 関係)

払込資本の一部であるその他資本剰余金は、本来配当可能でない旨、別途商法への提言を行うべきである。

【理由】

資本剰余金は会計上本質的に配当すべき項目ではない。

その他資本剰余金が配当可能とされたことは、たぶんに政策的な見地を含んだものであり、 会計上当然に受け入れるべきではない。

従って、資本剰余金は会計的には本来配当すべきものではないこと、等会計基準は改正商 法の規定を受けた調整側面を多分に含んでいること、今後商法の規定の見直しが必要であ ることを、意見書等何らかの形で提言を行うべきである。

以上